

三芳町共創のまちづくり条例(案)に対する町の考え方について

町の考え方を下記の通り取りまとめましたのでお知らせします。

パブリック・コメント案件：三芳町共創のまちづくり条例(案)		
担当課： 政策推進室	メールアドレス： seisaku@town.saitama-miyoshi.lg.jp	
提出された意見の件数	12 件	
対 応 状 況	下記のとおりといたします。	
素案に対する意見等	対応方針	町の考え方
<p>パートナー、オープンイノベーション、ウェルビーイング、コミュニケーション、ビジョン、プラットフォームや、今後その他補足説明する際に新たに使うカタカナ語、いわゆる専門用語は、老若男女すべての人が熟語だけではなく、容易にわかる日本語の文章で説明してください。</p> <p>三芳町の条例になりますので、全ての人が、特に日本人が同じ内容で理解ができるよう、条文を作成する必要があります。</p>	一部修正します。	<p>ご指摘のカタカナ語については、既に国の法律、計画など、様々な場面で使われている言葉となります。社会や時代の背景も捉え、未来を見据えた内容であることも必要であると考えています。</p> <p>ただし、「ウェルビーイング」については本条例の目的にも使われている重要な用語であるため、第 2 条第 1 項第 5 号に追加します。</p>
<p>第 1 条 「この条例は、多様な主体と町が…」とありますが、地方自治の視点として、主体となるのは住民票がある三芳町民が優先順位第 1 位となり、その次点以降に、在勤者や法人、活動者、条例案に記載の産官学金労言士(師)となると思います。あくまで、三芳町民と、他の関係者を区別し、まず第一に三芳町に住民を持つ町民の声が優先されるように書かれるべきではないでしょうか。なぜこのような書きぶりになったのか、理</p>	原案の通りとします。	<p>三芳町の住民にとっての幸せを実現するために、まちづくりの手段が広がることは有効になるものと考えており、共創のまちづくりに参加する主体としての優先順位づけはしておりません。</p> <p>第 3 条第 1 項第 2 号に定めている通り、参加の機会は平等に与えられ、住民の権利は保障されるものとなります。</p>

<p>由をご教示ください。</p>		
<p>第 2 条 住民の定義がア、イとなっています。 ア 町内に在住、在勤又は在学する個人 イ 町内で事業を営み、又は活動を行う個人、法人その他の団体 地方自治の視点として、主体となるのは住民票がある三芳町民が優先順位第 1 位となります。イは、言葉の意味から、在勤者や法人です。三芳町に在住し、仕事をしていれば住民ですが、そのように書かれていません。在勤者ということであれば、本来の住民と分離して書く必要があります。なぜこのような書きぶりになったのか、理由をご教示ください。</p>	<p>原案の通りとします。</p>	<p>ご指摘の「住民」という用語の意義は、本条例においてのみ適用するものです。共創のまちづくりは、まちづくりの手段の一つとなります。共創では、まちづくりの担い手が広がることが重要であり、共創のまちづくりに参加する主体としての優先順位づけはしておりません。 さまざまな人のつながりが未来に前進させる新たな力を生み出し、町の魅力を高め、町への愛着にもつながるものと考えています。 第 3 条第 1 項第 2 号に定めている通り、参加の機会は平等に与えられます。</p>
<p>第 3 条 (1) 幸せの原則 共創のまちづくりは、住民のウェルビーイングを実現するために進めます。と書かれていますが、条文では、多様な主体の参加が前提に進められており、利益を享受するものの整合が取れていません。 ウェルビーイングが、具体的に住民生活のどの部分を指すのか、示さないと、条例を十分に理解できません。</p>	<p>一部修正します。</p>	<p>上記でもお答えしていますが、「ウェルビーイング」については本条例の目的にも使われている重要な用語であるため、第 2 条第 1 項第 5 号に追加します。</p>
<p>(2) 機会平等の原則 (Equality) 共創のまちづくりは、多様な主体の参加の機会が平等に与えられるように進めます。と書かれています。第 4 条にあるように多様な主体に知る権利はありますが、不適格な個人や団体にまで機</p>	<p>原案の通りとします。</p>	<p>ご指摘の「不適格」と判断する根拠は、例えば「三芳町暴力団排除条例(平成 25 年 3 月 25 日条例第 3 号)」のように、他の法令等によるものと考えます。</p>

<p>会が与えられるようにも読み取れます。不適格な個人や団体を排除する方法を考えて、条文を策定する必要があると思います。</p>		
<p>(3)共生の原則 共創のまちづくりは、(中略)共生しながら進めます。と書かれていますが、意図をくみ取れません。平易な日本語で、説明してください。</p>	<p>原案の通りとします。</p>	<p>町では、様々な立場の方がお互いに尊重し合う共生社会を推進しています。まちづくりの進めていく中で、経緯と想像力をもって、支え合い、力を発揮し、誰一人取り残されない町を目指すことが重要であると考えます。</p>
<p>(5) 対話と情報共有の原則(Share and dialogue) 共創のまちづくりは、多様な主体と町が継続的な対話をし、コミュニケーションを取り、まちづくりのビジョンや課題を共有しながら進めます。 と書かれていますが、対話をしていくことが、コミュニケーションであり、対話とコミュニケーションの意味が重複していると思います。コミュニケーションに別の意味があるのであれば、わかるように日本語で説明が必要です。</p>	<p>原案の通りとします。</p>	<p>対話はお互いを尊重しながら、双方向に意見を交わすことであり、コミュニケーションとは様々な情報を発信し合い、情報の蓄積、活用にもつながる意思疎通の手段と考えます。 ご指摘のカタカナ語については、既に十分に浸透している言葉であるものと考えます。</p>
<p>第6条 1, 2の文末に…努めるものとしますと書いた理由をご教示ください。条例を制定する主体として、確実に行動する必要があり、その旨を条文に反映する必要があります。</p>	<p>一部修正します。</p>	<p>第6条第1項、第7条第2項、第8条第1項、第8条第2項にある「～(する)ものとします」を「～(し)ます」に修正します。</p>
<p>2 町は、町政に関する情報を積極的に、かつ、分かりやすく多様な主体に提供し、多様な主体がまちづくりに参加しやすい環境づくりに努めるものとします。とあります。「積極的に、かつ、分かりやすく多様な主体に提供し、」とは、</p>	<p>原案の通りとします。</p>	<p>町の課題等に対して、様々な解決策を期待することから、積極的な情報発信や誤解なく伝えることは、町の責務と考えています。第7条に規定する共創のまちづくりプラットフォームの中では、町が公開してい</p>

<p>具体的にどのようなことを指しているのでしょうか。特に、「積極的に、わかりやすく」はどういうことを指しているのか、解説や補足の必要があると思います</p>		<p>る情報であり多様な主体が知りたい情報、活動に必要な情報等を改めて発信していくこととなります。</p>
<p>第7条 3 プラットフォームの運営については、別に定めると書かれていますが、その内容をご教示ください。 決めていないのであれば、別に条文案を作成し、その案に関し、住民に意見を募ってから、制定すべきです。</p>	<p>原案の通りとします。</p>	<p>プラットフォームの規約については、法令等ではなく、参加者が活動するための共通ルールとして定まるものとなります。プラットフォームに参加する方々からも意見をいただきながら、今後案を作成していく予定です。</p>
<p>第8条 町は、共創のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、共創推進プランを策定するものとします。と書かれていますが、総合的かつ計画的とは、具体的にどういう内容を指すか、ご教示ください。 共創推進プランが、共創のまちづくりにおいて、どういうのものなのか説明がありません。初見の人でもわかるように(定義)第2条ほか、適切な箇所に説明を記載してください。</p>	<p>原案の通りとします。</p>	<p>共創推進プランは共創による事業等を立案する中で、実施計画のような位置づけで策定するものを想定しています。具体的内容については今後検討していくものです。</p>
<p>2 町は、共創推進プランを策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとします。と書かれていますが、策定、変更する際、町は住民や多様な主体に対して意見を募り、その内容を反映し策定、変更する必要があると思います。どういう方法で進めていくのか、適切な箇所に説明を記載してください。</p>	<p>原案の通りとします。</p>	<p>共創推進プランの策定、変更については多様な主体のご意見も伺いながら行っていく予定です。</p>